

//////  
住民基本台帳ネットワークシステム  
の活用について  
//////

平成15年3月

兵庫県本人確認情報保護審議会

兵庫県本人確認情報保護審議会答申  
「住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」

目 次

**本人確認情報の利用・提供**

- 1 利用・提供の基本的な考え方 ..... P . 1
- ( 1 ) 利用・提供の目的
    - 住民の利便の増進
    - 行政の合理化
  - ( 2 ) ルールの構築
    - 審議会答申に基づく条例の制定
    - 一般住民への十分な説明
    - 申請者等への周知
    - 利用・提供事務の見直し
  - ( 3 ) 体制の構築
    - 関係機関との調整
    - 条例に基づくシステムの構築
    - 本人確認情報の段階的な提供
      - ア 法別表への追加
      - イ 全都道府県で共通の提供条例を制定
      - ウ 近隣府県で共通の提供条例を制定
      - エ 県単独で提供条例を制定
    - 公的個人認証基盤との連携
  - ( 4 ) 個人情報保護の仕組みの構築
    - 制度
      - ア 個人情報保護法制の促進
      - イ 是正措置要求権の制度化
    - 技術
      - ア アクセスログの開示
        - (ア) 開示・非開示情報の区分
        - (イ) 開示用データの保存と開示
      - 運用
        - ア セキュリティポリシーの遵守
        - イ システムの緊急停止
        - ウ 住民対応の仕組み・体制の整備
        - エ 個人情報保護意識の強化

2 兵庫県における利用・提供事務 ..... P . 4

- ( 1 ) 利用事務
  - 県知事が申請者等に住民票の写しの添付を求めている事務
  - 県知事が自ら住民票の写しをとっている事務
- ( 2 ) 提供事務
  - 行政委員会への提供事務
  - 他の地方公共団体への提供事務
    - ア 他の地方公共団体が住民票の写しをとっている事務
    - イ 他の地方公共団体への提供が考えられる事務
      - (ア) 公共施設の広域利用
      - (イ) 災害避難者の本人確認

**住民基本台帳カードの多目的利用**

1 多目的利用にあたっての基本的事項 ..... P . 6

- ( 1 ) 住民基本台帳カードに係る個人情報保護
- ( 2 ) 推進体制の整備
- ( 3 ) サービスの範囲
- ( 4 ) 複合利用
- ( 5 ) 広域利用
- ( 6 ) 関係規定の改正
- ( 7 ) 既存カードの取扱い

2 具体的な多目的利用サービス ..... P . 7

## 兵庫県本人確認情報保護審議会答申 「住民基本台帳ネットワークシステムの活用について」

平成14年8月5日に第1次稼働した住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づいて、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、付随情報の6情報）の利用・提供や住民票の写しの広域交付、転入転出事務の簡素化、住民基本台帳カードの多目的利用を行うことにより、住民の利便の増進と行政の合理化に資するものである。

また、住民基本台帳ネットワークシステムは、申請・届出における添付書類の電子化、公的個人認証基盤との連携による安全な電子申請に資するものであり、電子自治体・電子県庁の基盤として不可欠なシステムである。

兵庫県本人確認情報保護審議会では、平成14年8月13日に県知事から、住民基本台帳ネットワークシステムの活用について諮問を受け、これまでに4回の審議を行い、この度、答申をとりまとめた。

### 本人確認情報の利用・提供

#### 1 利用・提供の基本的な考え方

社会の情報化が急速に進展するなかで、本人の知らないところで個人情報を利用・提供されたり、外部に流出してしまうことを防ぐためには、一般住民のコンセンサスのもとに、あらかじめ情報の利用・提供に関する基本的な枠組みを構築し、一定のルールのもとに活用していく必要がある。

##### （1）利用・提供の目的

県は、本人確認情報を法に定める次の目的のために利用・提供すべきである。

###### 住民の利便の増進

行政が住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、住民が申請・届出等を行うに際して住民票の添付を省略することが可能となり、住民の時間・交通費・手数料の節減が図られ、住民の利便の増進に資すること

###### 行政の合理化

行政が住民基本台帳ネットワークシステムを用いることにより、事務執行方法の改善や電子申請の実現が図られ、行政の合理化に資すること

##### （2）ルールの構築

県は、本人確認情報を利用・提供するには、次のルールを構築すべきである。

###### 審議会答申に基づく条例制定

法律に定められた事務を除き、条例を制定して利用・提供すること

兵庫県本人確認情報保護審議会の答申に基づくとともに、パブリック・コメントによる一般住民の意見を踏まえて、利用・提供条例の制定を検討すること

###### 一般住民への十分な説明

本人確認情報の利用・提供が行われるにあたっては、事務の名称、利用・提供先やセキュリティ対策等を公表し、住民に十分説明すること

また、利用・提供は法律又は条例に定められた事務に限られ、なし崩し的に無制限に拡大するものでないことについて、住民の理解を求めよう努めること

###### 申請者等への周知

申請・届出を行う住民に、県が本人確認情報を自ら利用し、又は国・他の都道府県・市町等に提供することにより住民票の添付が不要であることを申請書の記入要領等で周知すること

###### 利用・提供事務の見直し

社会情勢の変化等に対応して常に利用・提供事務を見直すとともに、必要な措置を講じること

### (3) 体制の構築

県は、本人確認情報の利用・提供にあたっては、次の体制を構築すべきである。

#### 関係機関との調整

本人確認情報を利用・提供するにあたっては、国等関係機関と法令、通達等の改正など調整を行うことが必要であるが、この調整には相当の時間を要すると見込まれることから、調整が整った事務から順次、利用・提供していくことも考慮すべきである。

#### 条例に基づくシステムの構築

県知事が法別表に掲げる事務に関し本人確認情報を提供する行為は指定情報処理機関への委任事項とされているため、全国サーバから提供するシステムが構築されている。

これに対して、県知事が条例に定める事務に関し本人確認情報を提供する行為は委任事務とされていないので、法改正により委任事項とすることを検討すべきであるが、それまでの間、都道府県サーバから提供するシステムを構築すべきである。

また、条例に基づく利用・提供システムを、後述するように税の徴収事務、用地取得事務に用いる場合には、旧住所を入力して現住所を出力するシステムを構築するとともに、県外転出者の現住所の把握も可能となるよう、関係機関と協議すべきである。

#### 本人確認情報の段階的な提供

税の徴収事務、用地取得事務に係る納税義務者や地権者は、全国どこの都道府県へも転出している可能性があることから、法別表への追加又は全ての都道府県による共通の提供条例の制定が望ましい。

しかしながら、現実的な実現可能性も考慮すると、当面は県単独で提供条例を定めて県内市町に提供し、将来他の都道府県の合意が形成されたときは相互に提供することが望まれる。

#### (段階的提供の方法)

##### ア 法別表への追加

法別表への追加については、これらの事務が元来、地方公共団体の自治事務であること、国における法別表の改正が事実上見込めない状況であることを勘案すると、早期には実現が困難と史料される。

##### イ 全都道府県で共通の提供条例を制定

全都道府県で共通の提供条例を制定して本人確認情報を提供することは、全ての都道府県が提供でまとまれるかどうか、提供するとしても同一内容、同一時期で実施できるか等の課題が考えられる。このため、共同研究から始め、全ての都道府県の合意形成に向けた調整を行っていくことが望まれる。

##### ウ 近隣府県で共通の提供条例を制定

近隣府県で共通の提供条例を制定して、相互に本人確認情報を提供することが考えられるが、この場合にも(イ)と同様の課題が考えられる。

##### エ 県単独で提供条例を制定

県知事は単独で提供条例を制定して県内市町に提供することが考えられる。この場合でも、固定資産税納税義務者について見ると県内で転出した者の割合は都市部の市においても約50%程度と推定され、効果があると考えられる。

#### 公的個人認証基盤との連携

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づいて、住民基本台帳ネットワークシステムから公的個人認証基盤に、死亡・住所変更等により本人確認情報に異動があった旨の情報を提供することになるので、同法の動向に留意し、セキュリティ上、必要があれば兵庫県本人確認情報保護審議会において検討すべきである。

#### (4) 個人情報保護の仕組みの構築

住民基本台帳ネットワークシステムは個人情報を取り扱うことから、法、県個人情報保護条例等により、既に制度、技術、運用の各面で万全の個人情報保護措置が講じられ、適切に運営されているところであるが、さらに次の事項についてできるかぎり措置を講じることにより、個人情報保護措置の一層の強化を図っていくことが望ましい。

##### 制度

###### ア 個人情報保護法制の促進

住民の一部に個人情報保護に対する漠然とした不安や懸念があるため、より安全性の高い個人情報保護の確保に万全を期する観点から、県は、国に対し、個人情報保護法の早期制定を求めるとともに、個人情報保護条例が未制定の市町に対し、その早期制定を助言することにより、個人情報保護法制の促進を図るべきである。

###### イ 是正措置要求権の制度化

現行法では、本人確認情報の提供先である国の機関等で目的外利用があった場合に、地方公共団体からは是正を求めることができないので、県は、地方公共団体の国の機関等に対する是正措置要求権の制度化を求めるべきである。

##### 技術

###### ア アクセスログの開示

###### (ア) 開示・非開示情報の区分

住民から県に対し、県個人情報保護条例に基づいて、県サーバに保存された自己の情報に係るアクセスログ（接続記録）の開示請求が行われている。アクセスログは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るのであることから、開示することを基本とすべきである。

しかしながら、アクセスログの中にはネットワークのセキュリティに関する情報が含まれていることから、県は、どの項目を開示するのが適切かについて、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会の決定を踏まえて慎重に検討すべきである。

###### (イ) 開示用データの保存と開示

現状では、指定情報処理機関等がMO（光磁気ディスク）、フロッピィディスク等の電子記録媒体に多数の本人確認情報を格納して、国の機関等に一括提供する場合には全国サーバ等にアクセスログが残らないが、指定情報処理機関は住民からの開示請求に対応するため、一括提供等を行ったとき、提供年月日、提供先、利用目的等の開示用データを新たに取得し、保存・開示するシステムを開発することになった。

これに伴い、開示用データが指定情報処理機関から県に送付され、県が保存することになる。

したがって、県は、開示用データの厳重な管理、開示時の本人確認の励行等、適切な運用を行うことが望まれる。

##### 運用

###### ア セキュリティポリシーの遵守

県は、法、兵庫県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程等に基づいて、住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営を行っているが、さらに住民基本台帳ネットワークシステムを含む県の全てのシステムを対象としたセキュリティポリシー（指針）が制定されたので、これを遵守すべきである。

###### イ システムの緊急停止

県は、サーバが一時的に停止又は低下しても、安全性を優先してシステムの運営を行うことを基本とすべきである。このため、システムへの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等、本人確認情報に脅威を及ぼす恐れの高い事象については、必要に応じてシステムの停止等の緊急措置を行う必要がある。

###### ウ 住民対応の仕組み・体制の整備

市町等は、住民との間にトラブルが生じたときに適切に対応する仕組み・体制をそれぞれの事情に適した柔軟な形で設けることが望まれる。

###### エ 個人情報保護意識の強化

県は、関係職員に対し、セキュリティに関する研修の実施、日常業務におけるセルフチェック又は相互チェックの実施により、職員の個人情報保護意識の強化を図るべきである。

## 2 兵庫県における利用・提供事務

平成14年10月1日現在、兵庫県において、県知事及び行政委員会が申請者等に住民票の写しの添付を求めたり、自ら住民票の写しをとっている事務は127事務ある。

このうち、既に法別表に定められている10事務（ 1 ）、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により法別表に追加された25事務（ 2 ）、さらに本籍・世帯構成・続柄等の情報が必要であること等により本人確認情報を利用・提供できない60事務（ 3 ）を除いた32事務について、住民の利便の増進又は行政の合理化のため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用すべきである。県知事は、これらの事務について、国に法別表の追加を要望するとともに、可能なものについては自ら利用・提供条例を制定することにより、利用・提供を進めていくことが望ましい。

条例に基づく利用・提供の導入にあたっては、個人情報保護法制の状況、指定情報処理機関における利用・提供システムの開発状況、他の制度との関係等を総合的に勘案すべきである。

- ( 1 ) 宅地建物取引業者の免許、技能検定試験合格証書の再交付、旅行業の登録、通訳案内業免許交付、恩給受給権の存否調査、二級・木造建築士の免許 等
- ( 2 ) 一般旅券の発給、電気工事業の登録、貸金業の登録、米穀販売業の登録、特定非営利活動法人の設立の認証 等
- ( 3 ) 県営住宅の家賃の決定、児童扶養手当の認定、県立大学の授業料等の減免、自動車運転免許 等

### ( 1 ) 利用事務

県知事は、次の29事務について、国に法別表の追加を要望するとともに、可能なものについては自ら利用条例を制定し、本人確認情報を利用することが望ましい。

県知事が申請者等に住民票の写しの添付を求めている事務 …… 22 事務

被爆者健康手帳の交付	既存住宅・住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例控除等
温泉成分分析を行う者の登録	阪神大震災に係る不動産取得税の減免
浄化槽保守点検業者の登録	県立神出学園の入学事務・住所変更届
新規成長事業の確認	県立山の学校入学事務
採石業者の登録	伝統的工芸品産業功労者等に係る表彰
砂利採取業者の登録	自動販売機の図書販売の届出
地方卸売市場の開設許可等	農薬販売業者の届出
農地転用許可	防除業者の届出
開発行為の許可	土地改良区役員就任の届出、氏名・住所変更の届出
恩給受給権の存否調査（恩給条例分）	土地改良区清算人の届出、氏名・住所変更の届出
介護福祉士等修学資金貸付事業	新住宅市街地開発事業に係る造成宅地等の権利処分の承認

県知事が自ら住民票の写しをとっている事務 …… 7 事務

県税その他徴収金の徴収の住所調査
個人事業税に係る納税義務者の住所調査
自動車税に係る納税義務者の住所調査
不動産取得税に係る納税義務者の住所調査
間税犯則調査
自動車税減免対象者実態調査
用地取得

特に、現状では、県税徴収事務や用地取得事務について、納税義務者や地権者の生存、現住所、転出先住所を調査するため住民票又は住民票除票を、職員が関係市町村役場に郵便で交付請求し又は出向いて閲覧しており、かなりの時間、労力がかかっている。

これらの事務に住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、直ちに生存、現住所、転出先住所を把握でき、行政機関の事務改善が図れることから、県知事は、法別表追加を要望するとともに、可能なものについては利用条例を制定して、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を進めていくことが望まれる。

県税務課の調査によれば、自動車税納税義務者の転出先は、県内が約85%、県外が約15%であり、県内転出者について本人確認情報を利用することは十分な効果があると考えられる。

なお、現在想定している本人確認情報の県税徴収事務への利用については、納税義務者の転出先住所等を把握することに限定したものであり、納税者に広く番号を付して課税の正確を期する「納税者番号制度」とは異なり、また、同制度に結びつくものではない。

県税徴収事務では転出先の調査が年間約6万件、用地取得事務では生存、現住所等の調査が年間約1万3千件ある。

## (2) 提供事務

県知事は、次の3事務について提供条例を制定し、県の行政委員会及び他の地方公共団体に本人確認情報を提供することが望ましい。

行政委員会への提供事務

・・・ 3事務

事務名	提供先
学校職員退職年金の決定・支給	教育委員会
収用・使用の裁決	収用委員会
立候補届	選挙管理委員会

立候補届については、立候補届の受付を行う「選挙長」が県の執行機関に該当するか等の課題があり、さらに検討することが必要である。

他の地方公共団体への提供事務

県知事は、法別表又は提供条例に定めた事務について、他の地方公共団体から求めがあったときに本人確認情報を提供するものとされており、地方公共団体に共通する次の事務について検討した。

### ア 他の地方公共団体が住民票の写しをとっている事務

県知事は、県内市町、他の都道府県、他の都道府県内の市町村の執行機関が現在、自ら住民票の写しをとっている事務に提供することにより、これらの団体の行政の合理化が期待されるが、特に税の徴収事務、用地取得事務については、これらの団体の住民票の写しをとる手間が省け、事務改善が図れる。また、兵庫県が他の都道府県から本人確認情報の提供を受けることにより兵庫県の事務改善が図れる。

こうしたことから、当面は県単独で提供条例を定めて県内市町に提供し、将来他の都道府県の合意が形成されたときは相互に提供することが望まれる。

なお、税の徴収事務に本人確認情報を提供することは、既に述べたように「納税者番号制度」とは異なるものである。

( 事務数については、利用事務で計数済み )

### イ 他の地方公共団体への提供が考えられる事務

#### (ア) 公共施設の広域利用

公共施設の広域利用については、県内の施設設置市町において施設利用者が広域利用を認められた他市町の住民であることを確認するために、県知事が住民基本台帳ネットワークシステムから施設設置市町に本人確認情報を提供するものである。現状では、厳格な本人確認が行われていないことから、二重は低いと考えられるが、将来的にサービス内容が高度になり、厳格な本人確認を要するときには、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を提供することが必要になると考えられる。

なお、広域施設の高度・複合利用を検討する中で、住民基本台帳カードの多目的利用を進めていくことが今後の課題であると考えられる。

#### (イ) 災害避難者の本人確認

災害避難者の本人確認については、被災市町の隣接市町が開設した避難所において避難者の本人確認や避難者名簿の作成を迅速かつ正確に行うため、県知事が住民基本台帳ネットワークシステムから隣接市町に本人確認情報を提供するものである。現状では、必ずしも厳格な本人確認を行う必要がないこと、避難所の多くは被災市町内にあり、広域避難はレアケースであることから、二重は低いと考えられる。

なお、災害避難者一人ひとりに対して、保健・医療・福祉情報等と連携した総合的サービスの実施を検討する中で、住民基本台帳カードの多目的利用を進めていくことが今後の課題であると考えられる。

## 住民基本台帳カードの多目的利用

住民基本台帳カードは、住民の申請により市町が交付するＩＣカードであり、住民票の写しの広域交付や転入転出の際に利用される。

また、写真付きの住民基本台帳カードは身分証明書としても利用できるので、身分証明書を必要とする住民に対しては、写真付きのカードを所持することの有用性を説明して勧めるべきである。

こうした本来的な用途とは別に、市町長その他の市町の執行機関は、法に基づいて市町の条例で定めるところにより住民基本台帳カードを多目的なサービスに利用できる。

条例でどのようなサービスを定めるかは、地域の事情に応じて市町が自ら選択するものであり、市町が定めたサービスの中からどのようなサービスを利用するかは住民が自ら選択するものである。

なお、住民基本台帳カードの所持の有無によって利便性は異なるが、サービスの内容自体は異なるものでないことに留意すべきである。

市町は、次の事項を踏まえ、住民基本台帳カードを多目的に利用して、住民生活に密着したサービス、付加価値の高いサービス、広域的なサービスを提供することにより、住民の利便の増進を図っていくことが望まれる。

### 1 多目的利用にあたっての基本的事項

#### (1) 住民基本台帳カードに係る個人情報保護

住民基本台帳カードの多目的利用のためにカード内外に保存された個人情報を保護するため、市町は個人情報保護条例をはじめ、セキュリティポリシー、住民基本台帳カードを利用するシステムに係る管理運営規程を制定し、適正に運営する必要がある。

#### (2) 推進体制の整備

住民基本台帳カードの多目的利用を進めるには、行政内部の関係課の連携のみならず、行政以外の関係機関の参画が必要である。

例えば、保健・医療サービスに利用する場合は、民間を含む医療機関に端末やＩＣカードリーダー・ライター（読み取り機）を設置し、データを入力してもらう必要がある。

このため、市町は、市町以外の関係機関とともに、地域の実態を踏まえて推進体制を整備し、住民ニーズにマッチした現実的な計画を作成するとともに、システムの構築・サービスの提供段階では、それぞれの役割と責任を明確化したうえで、調整を図りながら多目的利用を進めていくことが必要である。

県は、住民基本台帳ネットワークシステム市町連絡会等を通じて、市町に先進事例紹介等の情報提供やシステム等に関する技術的な助言を行うべきである。

#### (3) サービスの範囲

住民基本台帳カードに搭載できるサービスは、市町長その他の市町の執行機関が自ら提供するサービスである。また、これら市町の執行機関以外の機関が提供するサービスについても、住民の利便を増進し、又は行政の合理化に資すると認められるサービスであって、市町長がこれらのサービスの提供主体と協定等を締結し、これらのサービスの住民基本台帳カードへの搭載について管理を行うことができる場合にあっては、多目的利用に含めることが適切であると考えられる。

#### (4) 複合利用

複合サービスに用いることにより、住民の利便を増進するとともに、コストの低減を図る必要がある。

なお、はじめから各種サービスを網羅した完璧な住民基本台帳カードを目指すのではなく、可能なサービスから順次利用し、あるいは不要なサービスを削除することにより、中長期的に複合サービスの提供を目指すことも必要である。

(5) 広域利用

住民の生活圏は近隣市町にも及んでいることから、広域利用も視野に入れて検討する必要がある。

特に、救急支援、公共施設利用、被災者支援のためのサービスには、広域利用の視点が必要である。

(6) 関係規定の改正

住民基本台帳カードを利用するために、関係規定の改正が必要になるサービスもある。例えば、国民健康保険被保険者証については平成13年4月1日からICカード化も可能となっているが、省令で被保険者証の記載事項が定められており、現状では住民基本台帳カードが利用できないため、省令改正の検討を求めるべきである。

(7) 既存カードの取扱い

既にICカード、磁気カードを発行している市町においては、こうした既存のカードと住民基本台帳カードの将来像を明確にし、地域の事情に応じて統合又は併存の検討を行う必要がある。

2 具体的な多目的利用サービス

住民基本台帳カードの多目的利用サービスを例示すると、次のようなものが考えられる。

サービス	概要	標準システムとして搭載される
証明書等自動交付	住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、市町税関係証明書、その他市町行政証明書を証明書自動交付機で発行	
申請書自動作成	窓口で申請書を自動作成	
成人保健・母子保健	市町で実施している各種検診の申込、本人の検診結果の照会	(成人保健)
医療	検査結果情報・投薬情報、診察券	
福祉	高齢者福祉サービス利用者証・利用状況等の管理、福祉サービス受給情報・要介護情報を管理し、福祉指導に役立てる	
救急支援	救急車内・搬送先病院で、あらかじめ本人同意のうえ登録した救急関連情報を読み取ることにより連絡先等を確認、適切な処置を実施	
公共施設予約・利用	端末での予約状況確認・利用予約、窓口での本人確認・予約内容確認、入退館の管理、図書館での本の貸し出し・返却の管理、市町営駐車場・駐輪場での利用受付	(施設予約)
被災者支援	避難所等における身元確認、保健・医療・福祉情報と連携した被災者の支援	(避難者情報の登録・検索)
社会教育	市民大学受講者証等	
定期券	公営交通機関の定期券	
ポイントカード	市町の地域振興策として行われる商店街ポイントサービス	
地域通貨	市町のボランティア振興策として行われるボランティア団体等による地域通貨事業	
キャッシュカード	税金、手数料等の支払い	
公的個人認証基盤	公的個人認証基盤における電子証明書を格納 (この場合には、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律により、市町の条例制定は不要である。)	

兵庫県本人確認情報保護審議会委員名簿

氏 名	職 名
(会長) 山下 淳 <small>しんた あっし</small>	神戸大学大学院法学研究科教授
大橋 有弘 <small>おおはし ともひろ</small>	明星大学人文学部教授
力宗 幸男 <small>りきそう ゆきお</small>	神戸商科大学商経学部教授
畑 康 行 <small>はた やすゆき</small>	(株)NTTデータ 公共地域ビジネス事業本部地域コミュニティ事業部第二システム 開発担当部長
古河 憲子 <small>ふるかわ のりこ</small>	生活協同組合コープこうべ理事
岡林 貞和 <small>おかばやし さだかず</small>	兵庫県連合青年団団長
藤本 かつ彥 <small>ふじもと かつえ</small>	西脇市市民課長

審 議 経 過

回数	開 催 日	審 議 内 容
第 1 回	平成14年 8 月13日(火)	諮問 住民基本台帳ネットワークシステムの活用に係る自由意見交換
第 2 回	平成14年10月 9 日(水)	本人確認情報利用・提供事務について 住民基本台帳カードについて
第 3 回	平成14年11月27日(水)	住民基本台帳ネットワークシステムの活用に係る答申案の作成
	平成14年12月27日(金) ～ 平成15年 1 月27日(月)	パブリック・コメントの実施
第 4 回	平成15年 3 月19日(水)	住民基本台帳ネットワークシステムの活用に係る答申の作成
	平成15年 3 月26日(水)	知事に答申